

# 令和7年度「ひょうご子ども・若者応援団」

## 一般助成事業 募集要領



### 1 事業の目的

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）では、企業や社会奉仕団体、個人等から託された寄付金を原資として、地域の青少年団体やグループが行う青少年育成活動を支援する「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業（以下「助成事業」という。）を実施し、青少年の健全育成を推進する。

### 2 助成対象団体

青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループ（以下「団体等」という。）であって、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約等の中に、青少年の健全育成に取り組む旨の趣旨が記載されていること。
- (2) 5名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること。
- (3) 兵庫県内に活動拠点を有し、県域で1年以上活動していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。
- (6) 活動が公共の福祉に反していないこと。

前項の規定に関わらず、青少年本部理事長（以下「理事長」という。）は助成事業の趣旨に合致し、理事長が特に認めるものについては、対象事業所とすることができる。

### 3 助成対象事業

助成事業の対象は、次に掲げる青少年の健全育成を目指す事業。

なお、助成事業への参加者は、事業実施日1回あたり県内の青少年概ね10人以上とする。

（オンライン参加を含む。）

- (1) 青少年の自然体験
- (2) 青少年の社会参加
- (3) 青少年の非行防止
- (4) 青少年のリーダーの養成
- (5) 青少年の自立支援
- (6) 青少年の国際交流
- (7) 青少年を含む世代間・地域間交流
- (8) その他、理事長が必要と認める事業

### 4 助成対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当する事業は、助成事業の対象から除外します。

- (1) 県から助成を受けている事業
- (2) 他の団体に対する補助・委託を目的とした事業
- (3) 団体の本来業務の事業（入団式等）、メンバーシップ事業  
（一般からの参加者募集をせず、その団体の構成員のみを対象とした事業）
- (4) 青少年本部の助成（子どもの冒険ひろば等）との併用実施事業
- (5) 常設して行われる事業に対し必要な経費（維持・運営経費）

## 5 その他

---

### 1) 助 成 年 数：原則として、3年目まで

ただし、「事業の成果と課題に基づく改善方策」、「事業の継続に向けた人材・財源を含めた6年目以降の将来像」を提出いただくことにより、事業継続に向けた取り組みを促すことを目的に、4年目、5年目についても助成申請可とする。

(助成年数に達した場合、継続して助成を受けた同じ年数は募集不可とする。)

### (2) 助 成 金 額：本助成事業を初めて活用する事業に対して、1件当たり予算の範囲内で、次の区分による額とする。(予算の範囲内)

- 1年目 対象経費のうち上限15万円(定額。千円未満切捨て)
- 2年目 対象経費のうち上限10万円(定額。千円未満切捨て)
- 3年目 対象経費のうち上限10万円(定額。千円未満切捨て)
- ※4年目 対象経費のうち上限10万円(定額。千円未満切捨て)
- ※5年目 対象経費のうち上限10万円(定額。千円未満切捨て)

(※4年目、5年目の場合、「事業の成果と課題に基づく改善方策」、「事業継続に向けた人材・財源を含めた6年目以降の将来像」の提出が別途必要)

※『新規事業』(1年目)として申請された場合でも、目的、実施内容等から類似、または、継続事業として審査会で評価された場合は『継続事業』(2年目以降~)として取り扱う場合もある。

※助成年数の上限を迎えた場合、また、継続して助成を受けていた場合、助成期間に開きが出た場合、継続して助成を受けた同じ年数分の期間を空けて提出いただくこととする。

(例) 3年間連続で助成を受けてきたが、4年目を提出しなかった場合  
3年間空けてから、再度助成申請を提出いただくことが可能。

5年目に達した場合

5年間空けてから、再度助成申請を提出いただくことが可能。

### (3) 助 成 件 数：25件程度。当該年度の採択は、1団体につき1件とする。

(4) 事業の対象期間：<上期>令和7年 4月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで  
<下期>令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)まで

(5) 募集(申請)期間：<上期>令和7年1月6日(月)から同年1月31日(金)(必着)まで  
<下期>令和7年7月1日(火)から同年7月25日(金)(必着)まで

## 5 その他

---

この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和6年11月21日から施行する。

公益財団法人兵庫県青少年本部  
「ひょうご子ども・若者応援団」担当

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3  
兵庫県民会館 8 階

TEL 078-891-7410 FAX 078-891-7418  
ホームページ <https://seishonen.or.jp>  
電子メール [ouendan@seishonen.or.jp](mailto:ouendan@seishonen.or.jp)

